

奈良県訓令第3号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和五年七月十日から施行する。

令和五年七月七日

奈良県知事 山下 真

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十五号中「別に定めるもののほか、」を削り、同号ア中「、政策統括官」を削り、同号を同条第二十四号とし、同条中第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。